

# 第1回 栃木市・西方町合併協議会 会議録

平成22年8月31日（火）午後3時00分  
栃木市栃木保健福祉センター

栃木市・西方町合併協議会

会 議 録

会議の名称		第1回栃木市・西方町合併協議会	
開催日時		平成22年8月31日(火) 15時00分開会・16時41分閉会	
開催場所		栃木市栃木保健福祉センター	
議長氏名		鈴木 俊美	
出席者及び 欠席者氏名		別紙1のとおり	
事務局氏名		別紙1のとおり	
会議事項	1 議題	2 会議結果	
	別紙2「会議事項」のとおり	協議第 1号から協議第 5号 原案のとおり確認	
会議の経過 (議事の要旨)		別紙3のとおり	
会議資料	第1回栃木市・西方町合併協議会 会議資料		
その他の事項			
会 議 録 の 確 定			
確定年月日		記名押印	
平成22年10月 6日		委員 <u>          大 川 秀 子          </u> ⑩  委員 <u>          増 田 泰 子          </u> ⑩	

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木 俊美	副会長	古澤 悦夫
委 員	手塚 和男	委 員	樋口 誠一
委 員	大川 秀子	委 員	関口 孫一郎
委 員	高岩 義祐	委 員	長 芳孝
委 員	横倉 利夫	委 員	和賀井 政雄
委 員	坂本 功	委 員	鮎田 榮一
委 員	岩下 邦夫	委 員	大橋 重
委 員	菅沼 初代	委 員	柴田 保男
委 員	田中 博	委 員	金山 ヒデ子
委 員	飯沼 邦利	委 員	中野 林藏
委 員	荒川 律	委 員	増田 泰子
委 員	中村 祐司		

出席者（規約第10条第4項に基づく関係職員等）

植木 惠二（栃木県総合政策部次長兼市町村課長）

出席者（監査委員）

石川 等

欠席者（委員）

委 員 白井 浪之助

欠席者（監査委員）

板倉 安秀

出席者（幹事）

- 幹 事 片柳 実 （栃木市企画部長）  
幹 事 尾上 光男（栃木市総務部長）  
幹 事 田谷 安久（西方町企画課長）  
幹 事 安生 一夫（西方町住民課長）

出席者（事務局）

- 小保方 昭洋（事務局長）  
江面 健太郎（総務チームリーダー）  
小島 靖夫 （事務事業一元化チームリーダー）  
中村 康広 （例規整備チームリーダー）  
山田 安弘 （総務計画班）

## 別紙2 会議事項

### 1 開 会

### 2 会長・副会長挨拶

### 3 委員等の委嘱及び紹介

### 4 議 事

#### (1) 報告事項

- 報告第 1号 栃木市・西方町合併協議会設立までの経過について
- 報告第 2号 栃木市・西方町合併協議会規約について
- 報告第 3号 栃木市・西方町合併協議会の諸規程について
- 報告第 4号 栃木市・西方町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について

#### (2) 審議事項

- 議案第 1号 栃木市・西方町合併協議会会議運営規程について
- 議案第 2号 栃木市・西方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 議案第 3号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について
- 議案第 4号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会予算について

#### (3) 協議事項

- 協議第 1号 合併協定項目及び調整方針（案）について
- 協議第 2号 合併協定項目 1 合併の方式について
- 協議第 3号 合併協定項目 2 合併の期日について
- 協議第 4号 合併協定項目 3 新市の名称について
- 協議第 5号 合併協定項目 4 新市の事務所の位置について
- 協議第 6号 合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画について

### 5 第2回栃木市・西方町合併協議会の開催日時について

- 日 時 平成22年10月15日（金）午前10時から
- 会 場 西方町総合文化体育館

### 6 その他

### 7 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
◎小保方事務局長	<p><b>1. 開会</b></p> <p>定刻となりましたので、ただ今から第1回栃木市・西方町合併協議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の小保方でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。</p> <p><b>2. 会長・副会長挨拶</b></p> <p>それでは、次第の2「会長・副会長挨拶」に入ります。</p> <p>当協議会の正副会長につきましては、あらかじめ首長同士で協議を行いまして、規約の中で、会長には鈴木俊美栃木市長が、副会長には古澤悦夫西方町長が就任することをうたっております。</p> <p>はじめに、会長であります鈴木俊美市長からご挨拶を申し上げます。</p>
◎鈴木会長	<p>皆さん、お暑うございます。会長に就任をさせていただきました栃木市長の鈴木でございます。皆様のお顔ぶれを拝見いたしますと懐かしい方、そして新たに今回、合併協議の委員にご就任をいただきました方、それぞれでございますが、何卒、今後よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。</p> <p>栃木市が先に1市3町で合併をし、スタートしておりますが、今回、西方町さんが我々が待ち望んでいたこの合併協議のお申し出を改めていただきまして、我々栃木市としては、心から喜んでお迎えし、そして今度こそ西方町も含めて一緒に仲間となり、新しいまちづくりをしていきたいと心からそう思ひ、本日よりこの合併協議会をスタートいたします。</p> <p>今後の合併協議に際しての考え方といたしましては、栃木市・西方町、それぞれ平等・互惠・互譲の精神で望んでいきたいと考えております。合併の形式等々、いろいろ課題はございますが、それらのことを乗り越え、今、申し上げたような精神で最後まで合併協議会委員の皆様と共に、新しいまちづくりを目指してこの協議をスタートさせていただくことを心からお願</p>

<p>◎小保方事務局長</p>	<p>いをし、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日よりどうかよろしくようお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、副会長であります古澤西方町長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>◎古澤副会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。初会合ということでございますので、一言挨拶をさせていただきます。委員の皆さんにはお忙しいところ、また、お暑い中、栃木市・西方町合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>この度の合併協議会の設置にあたりましては、鈴木市長さんをはじめ、市議会議員の皆さん、そして多くの栃木市民の皆さんのご理解をいただき、合併協議会を設置していただきました。心から感謝をしているところでございます。</p> <p>西方町では残念ながら、合併をするべきではないというようなことで、西方町のまま存続して欲しいと、いわゆる自立を主張する皆さんが合併反対の活動をされておりますが、栃木市との合併につきましては民主的なルールに基づきまして、住民投票という平和的な解決方法によりまして決着をしたことでありますので、残念な思いをしているところでございます。西方町との合併を受け入れていただく栃木市民の皆さんにも、誠に申し訳ないと、このように思っておるところでございます。</p> <p>私といたしましては、ここまで築き上げてきました、栃木市との合併、多くの西方町民の努力の結晶を無にするわけにはまいりませんので、この機会を逸することなく栃木市との合併を実現したい、このように思っております。</p> <p>西方町にとりましては、栃木市との合併をすることが西方町民の利益、サービス向上にも繋がることでもありますので、必ず実現したいというように思っておるところでございます。</p> <p>また、遠慮しながらですね申し上げさせていただきますと、栃木市民にとりましても西方町と合併することによって何かいいことがあるのではないかと、このように思っておるところでございます。</p> <p>西方は北の方でありまして、北方領土というようなことにはなるかと思うのですが、西方というようなことですね、西方</p>

◎小保方事務局長

浄土というようなこともありますのでいいことがあるのではないかと、このように思うわけでございます。

そのようなことで、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

ありがとうございました。

### 3 委員等の委嘱及び紹介

続きまして、次第の3「委員等の委嘱及び紹介」に入ります。

なお、委嘱につきましては、会長からの委嘱状交付は省略させていただき、予めお手元に委嘱状をお配りさせていただきましたので、ご了承を賜りたいと存じます。

次に、合併協議会の委員の皆様をご紹介させていただきます。

僭越ではございますが、順次ご紹介をさせていただきますので、大変、恐縮に存じますが、お名前をお呼びいたしましたらば、その場でご起立くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、委員の皆様方の座席表および名簿につきましては、会議次第の裏面および次のページに掲載しておりますので、参考にご覧いただきたいと存じます。

それでは、最初に両市町の議会選出の2号委員さんから名簿の順にご紹介をいたします。

初めに、栃木市議会議長「大川秀子」様

続きまして、栃木市議会副議長「関口孫一郎」様

続きまして、栃木市議会議員「高岩義祐」様

続きまして、栃木市議会議員「長芳孝」様

続きまして、西方町議会議長「横倉利夫」様

続きまして、西方町議会議員「和賀井政雄」様

続きまして、西方町議会議員「坂本功」様

続きまして、西方町議会議員「鮎田榮一」様

続きまして、3号委員の皆様をご紹介いたします。

初めに、栃木商工会議所会頭「岩下邦夫」様

続きまして、栃木市自治会連合会会長「臼井浪之助」様

なお、臼井様は所用により本日欠席との連絡をいただいております。

続きまして、栃木市農業委員会会長「大橋重」様

続きまして、栃木市女性団体連絡協議会会長「菅沼初代」様

続きまして、大平町地域協議会会長「柴田保男」様  
続きまして、藤岡町地域協議会委員「田中博」様  
続きまして、都賀町地域協議会委員「金山ヒデ子」様  
続きまして、西方経済同友会会長「飯沼邦利」様  
続きまして、西方町農業委員会会長「中野林蔵」様  
続きまして、西方町教育委員会委員長「荒川律」様  
続きまして、西方町民生委員・児童委員「増田泰子」様

次に、4号委員をご紹介いたします。4号委員は、首長の協議により定めた学識経験者でございます。

宇都宮大学国際学部大学院国際学研究科教授「中村祐司」様

次に、1号委員に戻ってご紹介をさせていただきますが、首長さんは先ほどご挨拶をいただいておりますので省略させていただきます。

栃木市副市長「手塚和男」様

続きまして、西方町総務課長「樋口誠一」様

なお、西方町では副町長が不在でございますので、長が指名した職員として総務課長を1号委員に委嘱してございます。

以上で、委員の皆様のご紹介を終わります。

次に、合併協議会規約第10条の規定に基づきます「会長が説明または助言を求める職員等」をご紹介させていただきます。

栃木県から総合政策部次長兼市町村課長「植木恵二」様です。

次に、協議会の決算監査をお願いいたします監査委員にご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

西方町代表監査委員「石川等」様

なお、栃木市代表監査委員「板倉安秀」様は、本日、所用により欠席でございます。

お二人の監査委員には、合併協議会の決算監査をお願いすることになります。よろしくお願いいたします。

以上で、ご紹介を終わらせていただきます。

#### 4 議事

続きまして、4の「議事」に入りますが、その前に、いくつかご報告をさせていただきたいと存じます。

合併協議会につきましては、規約第10条第1項の規程によりまして、委員の2分の1以上の出席をもって会議を開催することとなっております。

本日の出席委員は23名で、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、この後ご審議を賜ります会議運営規程において、原則公開で実施いたしますと共に、会議録を調製することとなっております。

ご審議をいただく前で大変恐縮ではございますが、傍聴の方々がいらっしゃることに、予めご了承を賜りますと共に、会議録を調製する上で必要となってまいります会議録署名委員2名を指名させていただきたいと存じます。

本日の署名委員は、栃木市の大川委員さんと西方町の増田委員さんをお願いいたします。

なお、会議録署名委員につきましては、2号委員、3号委員の皆様、今後、順番をお願いしていく予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

また、委員の皆様にお願いがございます。

会議中にご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してのご発言をお願いすると共に、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言願いたいと思います。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、4の「議事」に入ります。

会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規程によりまして、会長があたることとされておりますので、鈴木会長、よろしくをお願いいたします。

◎鈴木議長

はい、それではご案内の通りでございますので、進行役を務めさせていただきます。

早速、議事に入らせていただきます。

まずは、(1)の「報告事項」からでございます。

なお、予め皆様にお諮りをし、ご了承いただきたいと思いますと思いますが、今後、ご承認等賜わる際はご異議ございませんかということでお諮りをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。



につきまして皆様からご意見を伺います。

報告第1号につきましては、説明の通りとすることでご異議  
ございませんでしょうか。

《「異議なし」という声あり》

ありがとうございます。

では、報告第1号、原案通り承認をいただきました。

報告第2号 栃木市・西方町合併協議会規約について

報告第3号 栃木市・西方町合併協議会の諸規程について

報告第4号 栃木市・西方町合併協議会の身分等の取扱いに  
関する協議について

では、続いて報告第2号、それから報告第3号、報告第4号  
でございますが、これらはいずれも関連がございますので、一  
括して上程をし、説明を願いますが、報告第2号は「栃木市・  
西方町合併協議会規約について」であります。報告第3号は「栃  
木市・西方町合併協議会の諸規程について」でございます。報  
告第4号は「栃木市・西方町合併協議会委員の身分等の取扱い  
に関する協議について」であります。

では、以上3件、事務局から説明を願います。

◎江面総務チ  
ームリーダー

それでは、3ページの報告第2号から第4号につきまして、  
一括してご説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。この規約は、地方自治法の規定に  
基づき、栃木市と西方町の議会で議決をいただき、告示したも  
のでございます。

第1条は、法律に基づく協議会を設置するというものでござ  
います。

第3条は、協議会の担任する事務を定めたものでございます。  
栃木市と西方町の合併に関する協議、新市のマスタープランと  
なる合併市町村基本計画の作成、その他合併に関し必要な事項  
としております。

第5条から第7条は、協議会の組織、委員の構成を定めたも  
のでございます。

第10条は、会議の運営関係でございます。会議の成立要件  
を2分の1以上としておりますので、定足数は12名以上とな

っております。会議の運営に関する規程につきましては、後ほど、委員の皆様にご協議を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

6ページをお開きください。第11条は幹事会、第12条は事務局について定めたものでございまして、別に規程を設けております。

第14条は、協議会に要する経費について定めたものでございます。負担割合につきましては、後ほど予算案の中で、ご説明させていただきます。

第16条は、財務に関し必要な事項は、別に定めるとしたものでございます。

第17条は、報酬及び費用弁償について定めたものでございます。報酬及び費用弁償の額につきましても、後ほど、委員の皆様にご協議を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

7ページになりますが、第18条は、協議会が解散した場合の措置について定めたものでございます。

第19条は、補則といたしまして、規約に定めのない事項につきましては、会長が別に定めると規定したものでございます。

8ページ、9ページをご覧ください。参考資料といたしまして、協議会組織と事務局組織を体系図として掲載いたしました。後ほど、お目通しをお願いいたします。

続きまして、報告第3号「栃木市・西方町合併協議会の諸規程について」ご説明申し上げます。

10ページをお開きください。下段でございます。1の幹事会規程から5の分科会規程につきましては、規約におきまして、会長が別に定めるとしたものでございまして、7月20日から施行しているものでございます。

11ページになりますが、幹事会規程でございます。

第2条に、幹事会の所掌する事務を定めております。会長の指示を受け、協議会への提案事項、必要事項について、協議、調整するとしております。

第3条で、幹事会の組織を定めております。幹事は、12ページ下の別表に掲げました6名をもって、組織するというものでございます。

第6条は、幹事会の下部組織として、専門部会を置くことを規定したものでございます。

続きまして、13ページになりますが、事務局規程でござい

ます。

第2条に所掌する事務を規定しております。

第3条以下につきましては、事務局組織、事務の取扱いに関する事など、必要な事項を規定しております。

続きまして、17ページをご覧ください。財務規程でございます。

第2条に歳入歳出予算の規定がございます。会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならないと定めております。

18ページをお開きください。第9条では、決算等につきまして、会長は、会計年度終了後3か月以内に決算を調製し、監査委員の監査を経て、協議会の承認を得るものとしております。

続きまして、20ページをお開きください。専門部会規程でございます。

第2条に、専門部会の所掌する事務を定めております。会長の指示又は幹事長の要請により、協議会への提案事項、必要事項につきまして、協議案、調整案を作成するとしております。

第3条で、専門部会の組織を定めております。22ページの別表に掲げました8つの専門部会を設けまして、部課長をもって組織するとしております。

21ページになりますが、第7条は、専門部会の下部組織として、分科会を置くことを規定したものでございます。

続きまして、23ページをお開きください。分科会規程でございます。

第2条に、分科会の所掌する事務を定めております。専門部会長の指示を受け、協議会への提案事項、必要事項について、詳細に調査検討し、調整するとしております。

第3条で、分科会の組織を定めております。

25ページの別表に掲げましたとおり、8つの専門部会の下に、35の分科会を設けまして、職員をもって組織するとしております。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

報告第4号「栃木市・西方町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について」でございます。

この協議書は、協議会の委員の委嘱をもって、選任した市町の非常勤職員とみなし、委員の皆様が、公務災害補償の適用を受けられるよう、栃木市と西方町が取り交わした協議

<p>◎鈴木議長</p>	<p>書でございます。</p> <p>なお、第3条におきまして、協議会が支給した報酬及び費用弁償をもって、市町が支給すべき報酬及び費用弁償とみなすとしております。</p> <p>以上で、報告第2号から第4号の説明とさせていただきます。</p> <p>はい。以上、報告第2号から第4号までの説明が終わりました。</p> <p>これよりご質問ご意見がございましたらお願い申し上げます。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、質疑を打ち切らせていただきます。</p> <p>報告第2号から第4号までいずれも事務局の説明を良とすることでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>《「異議なし」の声あり》</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告第2号ないし第4号、原案通り承認をしていただきました。</p> <p><b>(2) 審議事項</b></p> <p>議案第1号 栃木市・西方町合併協議会会議運営規程について</p> <p>議案第2号 栃木市・西方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について</p> <p>では、続きまして、「審議事項」に入ります。</p> <p>議案第1号「栃木市・西方町合併協議会会議運営規程について」、議案第2号「栃木市・西方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」、いずれも関連がございます。一括して事務局から説明をしてもらいますのでお願いを申し上げます。</p> <p>では、事務局お願いします。</p>
<p>◎江面総務チ</p>	<p>それでは、議案第1号及び第2号につきまして、一括してご</p>

<p>ームリーダー</p>	<p>説明をさせていただきます。</p> <p>29ページをご覧ください。「議案第1号 栃木市・西方町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。」というものでございます。</p> <p>30ページをお開きください。栃木市・西方町合併協議会会議運営規程案でございます。</p> <p>第1条は、趣旨でございます。規約に基づきまして、議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとしております。</p> <p>第6条は、議事進行に関する規定でございます。議事は全会一致をもって進めることを原則としております。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって、議事を進めるものとしております。</p> <p>31ページになりますが、第7条及び第8条は、会議録に関する規定でございます。会議録につきましても、録音による全文記録で作成いたします。2名の会議録署名委員から署名をいただいた後、協議会のホームページに掲載させていただきます。</p> <p>第9条は、会議は、公開と定めております。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができるとしております。</p> <p>第11条は、傍聴の手続きについて定めております。32ページをお開きください。傍聴の受付開始は、会議開始予定時刻の30分前からとしております。</p> <p>第12条から第16条までにつきましても、傍聴する方に守っていただきたい事項について定めたものでございます。</p> <p>34ページをお開きください。附則でございますが、この規程は、本日から施行することといたしたく、提案させていただくものでございます。</p> <p>続きまして、39ページをご覧ください。「議案第2号 栃木市・西方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり提案する。」というものでございます。</p> <p>40ページをお開きください。栃木市・西方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程案でございます。</p> <p>第1条は、趣旨でございます。規約に基づきまして、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとしております。</p> <p>第2条は、報酬の額の規定でございます。2号委員、3号委</p>
---------------	---

員、監査委員の皆様のご報酬につきましては、日額4,500円、4号委員につきましては、日額8,000円と定めるものでございます。

第3条は、費用弁償の額の規定でございます。協議会の職務を行うために、栃木市と西方町以外の区域に出張したときは、費用弁償として栃木市の例により旅費を支給するとしております。

支給方法でございますが、予めお知らせいただきました金融機関への口座振り込みとさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

41ページになります。附則でございますが、この規程は、本日から施行することといたしたく、提案させていただくものでございます。

以上で、議案第1号及び第2号の説明とさせていただきます。

◎鈴木会長

はい。以上、議案第1号及び議案第2号の説明が終わりました。

それでは、これより委員の皆様からご質問並びにご意見等がございましたら伺いをいたします。

《発言する人なし》

よろしいでしょうか。

それでは、質疑を閉じさせていただきます。

議案第1号・議案第2号につきまして、事務局からの説明ありました原案のとおりご承認をいただくことでご異議ございませんでしょうか。

《「意義なし」の声あり》

ありがとうございます。

それでは、両議案ともご承認をいただきました。

審議第3号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について

審議第4号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会予算について

<p>◎江面総務チームリーダー</p>	<p>それでは続きまして、議案第3号「平成22年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について」及び議案第4号「平成22年度栃木市・西方町合併協議会予算について」、これもいずれも一括して上程をし、説明をしていただきますのでご了承を願います。</p> <p>では、事務局お願いします。</p> <p>それでは、議案第3号及び第4号につきまして、一括してご説明をさせていただきます。</p> <p>42ページをご覧ください。「議案第3号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。」というものでございます。</p> <p>43ページになりますが、平成22年度栃木市・西方町合併協議会事業計画案でございます。</p> <p>1としまして、合併協議会の開催でございます。平成22年度につきましては、合併協定項目の協議及び合併市町村基本計画の策定のために、3回の開催を予定しております。協議会スケジュールにつきましては、後ほど申し上げます。</p> <p>2としまして、合併協定項目その他合併に必要な事項についての調整でございます。協議会に提案する協議事項等につきましては、幹事会、専門部会、分科会において、調査検討し、調整方針案を作成いたします。</p> <p>3としまして、合併市町村基本計画の作成でございます。合併後の市政の円滑な運営と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの基本指針、主要施策などについての計画及び財政計画を作成いたします。</p> <p>4としまして、事務事業等の一元化でございます。例規につきましては、協議会で協議された調整方針に基づきまして、条例や規則等の例規立案の準備をいたします。また、電算システム及びネットワークシステムにつきましても、協議会で協議された調整方針に基づきまして、システム統合の準備をいたします。</p> <p>5としまして、合併情報の提供でございます。協議内容など、合併に関する情報につきましては、市、町の広報紙、協議会のホームページを媒体といたしまして、住民の方に周知してまいります。ホームページにつきましては、8月16日に立ち上げ</p>
---------------------	--

ておりました、今後随時更新してまいります。

ホームページのアドレスを、会議資料表紙末尾に記載しておりますが、市、町のホームページからも開くことができますので、是非ご覧いただきたいと存じます。

44ページ、45ページをお開きください。協議会スケジュール案でございます。新市発足を来年10月とするスケジュールでございます。

スケジュール表上段、協議会の開催につきましては、本日の第1回の後、年内に2回、平成22年度といたしまして、計3回を予定させていただいております。日時と場所につきましては、45ページ記載のとおりでございます。協議会の開催は、第4回を最終回としております。第4回につきましては、平成22年度決算報告の件がございますので、来年6月以降の開催となります。日時と場所は、決まり次第お知らせいたします。

スケジュール表中段になりますが、合併手続きにつきましては、第3回の11月10日に合併協定書の調印、12月に両市町の議会で廃置分合の議決、そして栃木県知事へ合併申請書を提出という流れになります。ここまでが、両市町が行う合併手続きでございます。この後は、県、国においての手続きとなりますが、2月の県議会定例会で廃置分合の議決、知事の廃置分合決定、そして総務大臣の告示をもって、法に定める合併手続きは終了となります。

スケジュール表下段になりますが、例規の立案につきましては、11月から作業に入り、議会に付議するものにつきましては、来年7月を目途に、それ以外のものにつきましては、9月を期限に作業を進めてまいります。

電算システムの統合につきましては、廃置分合議案とともに補正予算案を付議いたしまして、議会の承認を得てからスタートし、合併時までには統合を終了いたします。

続きまして、46ページをお開きください。「議案第4号 平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出予算について、別紙のとおり提案する。」というものでございます。

47ページになりますが、平成22年度栃木市・西方町合併協議会歳入歳出予算案でございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を1,296万2千円とするものでございます。

歳入でございます。1款1項1目1節市町負担金といたしま

して、1, 296万1千円を計上しております。負担割合につきましては、栃木地区合併協議会にならい、均等割25%、人口割75%をもって分担することといたしまして、栃木市が1,088万7,900円、西方町が207万3,100円といたしました。

2款1項1目1節諸収入といたしまして、預金利子1千円を計上しております。合わせまして、1,296万2千円でございます。

次に、歳出でございます。1款運営費1項1目会議費といたしまして、48万5千円を計上しております。内容につきましては、協議会出席委員の報酬43万7千円、会議用消耗品及び飲物の需用費4万8千円でございます。

2項1目事務費といたしまして、210万4千円を計上しております。内容につきましては、事業主負担分の社会保険料といたしまして共済費16万5千円、臨時職員の賃金118万1千円、事務用消耗品代といたしまして、需用費35万6千円、インターネット利用料及び郵便料といたしまして、役務費4万3千円、コピー代といたしまして、使用料及び賃借料35万9千円でございます。

2款事業費1項1目事業推進費といたしまして、1,027万3千円を計上しております。内容につきましては、合併市町村基本計画書及びダイジェスト版の印刷代といたしまして、需用費304万7千円、例規整備業務及びネットワークシステム統合支援業務に要する委託料722万6千円でございます。

3款1項1目予備費といたしまして、10万円を計上し、歳出合計、1,296万2千円でございます。

以上で、議案第3号及び第4号の説明とさせていただきます。

◎鈴木議長

はい。以上、議案第3号及び第4号の説明が終わりました。  
では、これより両議案につきましてご質問ご意見を伺います。

《発言する人なし》

では、無いようでございますので質疑を打ち切らせていただきます。

議案第3号及び第4号につきまして原案通りご承認をいただくことで、ご異議ございませんでしょうか。

<p>◎ 中村例規整備チームリーダー</p>	<p>《「意義なし」の声あり》</p> <p>ありがとうございます。 では、議案第3号及び第4号、原案通りご承認をいただきました。</p> <p>休み無しでよろしいですか。大丈夫ですか。</p> <p>《了承の声あり》</p> <p>では、このまま行います。</p> <p><b>(3) 協議事項</b></p> <p><b>協議第1号 合併協定項目及び調整方針(案)について</b></p> <p>では、(3)「協議事項」に入らせていただきます。 協議第1号が「合併協定項目及び調整方針の案について」であります。 事務局から説明を願います。</p> <p>事務調整班の中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、協議第1号につきましてご説明させていただきます。</p> <p>会議資料の48ページをご覧ください。提案文を朗読させていただきます。</p> <p>「合併協定項目及び合併協定項目の調整方針案について 栃木市・西方町合併協議会における合併協定項目及び合併協定項目の調整方針を別紙のとおり定めることについて、承認を求め。平成22年8月31日提出。栃木市・西方町合併協議会 会長 鈴木俊美」</p> <p>それではまず、「合併協定項目案」についてご説明させていただきます。</p> <p>49ページをご覧ください。こちらは合併協定項目の一覧でございます。合併協議会で議論すべき事項の中心となりますのが、この合併協定項目でございます。これは、合併に際しての基本的な事項や、栃木市・西方町が行っている事務事業のうち、</p>
------------------------	---

特に住民生活に深く関わりがあり、かつ合併に際して重要と考えられる事項でございます。

総務省マニュアルや「栃木地区合併協議会」及び「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会」を参考に選定をいたしました。全部で55項目ございますが、順次、項目ごとにその調整方針を協議会に提出させていただきたいと考えております。

続きまして、50ページ、「合併協定項目の調整方針案」をご覧ください。栃木市・西方町合併協議会での合併協定項目の調整にあたっては、「栃木地区合併協議会」及び「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会」での協議結果を尊重するものとし、合併協議会で確認のうえ決定することといたします。

1「基本的な方針」でございますが、合併協議では、栃木市・西方町が行っております各種の事務事業を新市においてどう執り行うかを明らかにする必要があり、さらに、栃木市・西方町の個性を活かした新たなまちづくりを念頭に調整していく必要があります。

2「基本原則」でございますが、合併協定項目の調整を進める上での原則といたしまして、

(1) 一体性確保の原則。合併の際、住民生活に直接関わる事務事業について支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

(2) 住民福祉向上の原則。現在、栃木市・西方町で行っております行政サービスの水準を低下させることなく、より一層の住民福祉の向上に努める。

(3) 負担公平の原則。地方税や使用料・手数料など住民が直接負担するものについて行政格差を生じないように努める。

(4) 健全な財政運営の原則。合併後、地方分権社会に対応できる健全な財政運営に努める。

(5) 行政改革推進の原則。行政改革を推進し、事務事業の見直しに努める。

(6) 適正規模準拠の原則。合併による人口・面積等の規模に見合った適正な事務事業の見直しに努める。

これらの6つの基本原則を踏まえた調整に当たることとするものでございます。

次に、3「調整方針の基本的区分」でございます。今後、合併協定項目等の調整方針をご協議いただくに当たり、次の①から⑨に分類し、調整方針をまとめることといたします。具体的

に申し上げますと、

①新市においても現行どおり存続し執行する。

②新市において統一的な考えのもとに一元化して合併時まで  
に統合する。

③合併後に統合する。

④新市において統一的な考え方のもとに一元化して合併時まで  
に再編する。

⑤合併後に再編する。

⑥財政運営や行革の観点から見直して合併時まで  
に廃止する。

⑦合併後に廃止する。

⑧他の機関、団体等と協議し、合併時に調整する。

⑨合併後に調整する。

といった9通りに区分し、調整をしていくこととなります。

分かりやすくまとめた資料が、52ページに掲載してあります  
ので、後でご覧いただきたいと存じます。

続きまして、4「合併協定項目等の設定基準」でございます  
が、事務事業をA・B・Cの3つのランクに分類し、協議会に  
お諮りすることといたします。

まず、(1) 合併協定項目につきましては、Aランクと位置づ  
けまして、合併協議会で協議し、確認すべきものとして、

①基本4項目

②合併特例法に定める協議事項

③特に住民生活に関わりの深い事項

④各市町の地域の実情、特性などから協議が必要な事項

⑤各種事務事業のうち、一元化するための調整が特に困難な  
事項

⑥合併市町村基本計画

という設定基準といたします。

次に、(2) 合併協定項目以外をBランクとしまして、専門部  
会、さらに正副会長会議・幹事会で協議をしていただき、合併  
協議会に報告するもの、さらに、(3) Cランクといたしまして、  
専門部会で協議し、正副会長会議・幹事会、合併協議会に報告  
するものという設定基準といたします。

最後に、(4) 合併協定項目につきましては、今後協議を進め  
ていく上で必要に応じて協定項目の削除、追加等を行うことと  
いたします。



合併の方式について」協議を求めるものでございます。

調整方針といたしまして「合併の方式は、上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する編入合併とする。」というものでございます。

合併の方式につきましては、2つ以上の市町村を廃して、その区域に新たに1つの市町村を置く「新設合併」と、1つ以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入する「編入合併」がでございます。

まず、新設合併の主な特徴といたしましては、合併前の法人格がすべて消滅することから、特別職は、すべてその身分を失います。また、合併関係市町村の条例・規則は、すべて失効しますので、新たに制定する必要がございます。

対しまして、編入合併の主な特徴といたしましては、編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅いたします。特別職の身分は、編入する市町村の特別職の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職は原則その身分を失いますが、議員等につきましては、定数、任期等につきまして特例がでございます。条例・規則につきましては、編入される市町村の条例・規則は、失効いたしまして、基本的には、編入する市町村の条例・規則に統一されます。

このように合併の方式には、それぞれ特徴がございましたが、栃木市・西方町が対等な立場で議論を行いまして、合併した際、両市町の住民が混乱や大きな影響を受けることのないよう、また合併効果を発揮した行政サービスを提供できるよう、事務事業や制度等の調整を図ることを前提に、合併の方式を「編入合併」と提案させていただきました。

次に54ページをお開きください。協議第3号「合併協定項目2 合併の期日について」協議を求めるものでございます。

調整方針は「合併の期日は、平成23年（西歴2011年）10月1日とする。」ものでございます。

ここで、恐れ入りますが、44ページをお開きください。先ほどの審議事項、議案第3号の中でお示しいたしました合併協議会スケジュールでございます。このような流れで合併協議会は進められていく予定でございますが、合併の期日を平成23年10月1日とした主な理由といたしまして、まず1点目は、合併準備に要する期間の必要性がでございます。合併準備に関することは、平成23年1月から行う予定でございますが、電算

システムネットワーク統合の設計施工に要する期間が、少なくとも8カ月は必要とされております。

また、例規整備につきましては、事務事業の一元化作業からすでに例規整備が始まっていると考えられますが、実際には合併協定項目の調整方針が確認されてから例規のすり合わせ作業を行う予定でございます。編入合併の場合、例規整備は、栃木市の条例規則等の一部改正となりますので、栃木市の議会に諮る必要がございますので、その機会を6月あるいは、9月の定例会と想定いたしております。

2点目は、予算編成について、でございます。通年9月中には、旧年度の決算が終了しておりますして、平成24年度、つまり、合併後の新年度の予算編成に向けての準備がスムーズに行えることとなります。

3点目は、実務に関することでございます。平成23年10月1日が、年度末でないこと、また、その日が土曜日で役所が閉庁日であることから、窓口などの市民サービスの面で合併時の混乱や大きな影響を避けられます。

以上のような理由から、平成23年10月1日を合併の期日と提案させていただきました。

続きまして55ページをご覧ください。協議第4号「合併協定項目3 新市の名称について」協議を求めるものでございます。調整方針といたしまして、「新市の名称は、栃木市とする。」

新設合併の場合は、合併に伴いまして合併前の市、町の法人格が消滅いたしますので、改めて名称を制定することとなります。名称の定め方につきましては、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることが出来るとされております。

対しまして、編入合併の場合は、編入する市町村の名称とすることが通常でございます。名称変更には、県知事と協議し、条例で名称を定めることが必要となっております。県内で編入合併を行った4つの市、宇都宮市・鹿沼市・真岡市・大田原市は、新市の名称を編入する市の名称としております。また、全国的にも、編入合併を行った市は、新市の名称は、編入する市の名称となっております。

このようなことから、「新市の名称は、栃木市とする。」と提案させていただきました。

続きまして56ページをお開きください。協議第5号「合併

協定項目4 新市の事務所の位置について」協議を求めるものでございます。

調整方針、「1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町7番26号（現在の栃木市役所）とする。」「2 西方町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。」

1番の新市の事務所の位置につきましては、新市の名称と同様に、通常は、編入する市の位置となります。

2番の西方町の現庁舎につきまして、現在、栃木市におきまして、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町の各庁舎を地域の振興、地域のバランス、市民の利便性を考慮した総合支所として配置しております。西方町の現庁舎におかれましても、栃木市の例により総合支所として配置するものでございます。

以上で協議第2号から協議第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎鈴木議長

はい。以上が協議第2号から第5号までの説明でございます。この協議項目はいわゆる基本4項目と言われている項目についてのご審議でございます。これよりご意見ご質問等を賜りたいと思います。よろしく願いをいたします。

《発言する人なし》

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

では、ご質問を打ち切らせていただきます。

協議第2号から第5号まで、合併協議項目1ないし4につきましては原案通りご承認をいただくことで、ご異議ございませんでしょうか。

《「異議なし」の声あり》

ありがとうございます。

では、協議第2号から第5号まで、原案通りご承認をいただきました。

協議第6号 合併協定項目26 合併市町村基本計画について

では、続きまして、協議第6号「合併協定項目26 合併市町村基本計画について」議題に表し事務局から説明を願います。

◎ 小保方事務  
局長

それでは、合併市町村基本計画をご説明いたします前に、資料の訂正をお願いしたいと思います。「新市まちづくり計画」の8ページをご覧くださいと思います。

8ページの下段の部分でございます、注釈の部分でございますが、「米印、藤岡地区のし尿処理は云々」と書いてございますが、「藤岡地区」の後に「岩舟町」を加筆願いたいと思います。米印の部分ですが、「藤岡地区 点 岩舟町のし尿処理は」となります。申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

それでは、「新市まちづくり計画」の説明に入らせていただきます。

要点を絞って説明させていただきますが、ボリュームがありますことから説明時間が長くなることをご了承いただきたいと思います。

第1回の会議資料57ページをご覧ください。

協議第6号「合併協定項目26 合併市町村基本計画について協議を求める。」というものであります。

それでは、「新市まちづくり計画」の方にお戻りいただきたいと思います。

この「新市まちづくり計画」につきましては、栃木地区合併協議会において行いました住民アンケートを基に、1市4町が対等な協議により作り上げました、前回の「新市まちづくり計画」を踏襲して作成しております。

今回の修正点は、1市4町という表記を1市1町へ読替えるとともに、指標などは最新の数値に置き換えるなどの簡易な修正にとどめまして、新市のまちづくりの基本姿勢や、新市の施策展開など、この計画上重要な骨格を成す部分に変更しておりませんことを予めご報告させていただきます。

それでは、表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

第1章から第8章までの構成となっております。

1ページをご覧ください。「第1章 序論」でございます。1ページから4ページまでは、合併の必要性や効果、本計画の位置づけなどを記載しております。

5ページをご覧くださいと思います。「3 新市まちづくり計画策定の方針」でございます。「新市まちづくり計画」は新市が進むべき方向性や、新市の将来のビジョンを示すものであり、新市のマスタープランとしての役割を果たすものでありま

す。

次に、6ページをご覧ください。「4 新市まちづくり計画の位置づけ」でございます。こちらにつきましては、両市町の総合計画や新市の総合計画との関係、本計画の位置づけについて記載したものとなります。

次に、7ページ、8ページをご覧くださいと思います。「5 両市町に関係する既存計画」でございます。こちらにつきましても、両市町の総合計画及び広域行政圏の計画の概要を記載しております。

次に、9ページをご覧ください。「第2章 新市の姿」でございます。新市の地勢や交通などの現況を記載しております。

11ページをご覧くださいと思います。「(3) 歴史」につきましては、両市町共通の歴史、さらには、地域全体としての歴史を記載しております。

次に、13ページから17ページにかけては、2といたしまして「新市の基本指標」を掲載しております。新市の人口や土地利用の状況について記載しております。

とびまして、18ページから22ページにかけては、「3 産業」といたしまして、新市の商業・工業・農業などの産業指標について、その傾向を記載しております。後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

次に、23ページをご覧くださいと思います。「栃木市・西方町観光資源・地域資源イラストマップ」でございます。このマップには、両市町の住民が互いの良い点を知ることで相互理解を進め、新市においても、活かすべき地域資源に対する共通認識を構築していく必要がありますことから、主な資源を表示しております。

次に26ページをご覧ください。「5 新市の主要指標と県内における位置づけ」でございます。各種統計数値に対する県内の順位を表記してございます。

続きまして、27ページから29ページをご覧くださいと思います。「6 新市の将来指標」でございます。こちらには、新市の将来人口、世帯数、就業人口を記載しております。国立社会保障・人口問題研究所の予測値などでは日本全体が人口減少の傾向にありますので、新市においてもその傾向は続くものと予測しております。

次に、30ページ、31ページをご覧ください。昨年、1市

4町で行いましたアンケートの結果を集計いたしまして、住民の意向としてまとめたものでございます。

次に、32ページをご覧ください。「第4章 新市の基本方針」でございます。こちらの章では、新市がまちづくりを推進していくための基本姿勢、将来都市像、まちづくりの基本方針など、新市のまちづくりの根幹となる考え方を整理しております。

「1 まちづくりの基本姿勢」でございますが、「地域の力を活かすまちづくり」、「自律により自立できるまちづくり」、「持続可能な自治体づくり」の3つの基本姿勢を、まちづくり全般に亘る基本的な考え方といたしまして、新市を運営していくこととしております。

1つ目の「地域の力を活かすまちづくり」についてですが、両地域ともそれぞれに魅力ある特性を活かしたまちづくりを進めてまいりましたが、新市におきましても、それらの魅力をさらに磨き上げるとともに、地域ごとのまちづくりを支援していく仕組みを構築していくというものでございます。

2つ目の「自律により自立できるまちづくり」についてですが、新市がひとつの新たなまちとして、他の自治体に負けない総合力を身につけていくために、地域相互に認め合いながら、自らを律し、まちづくりに取り組む必要があることを記載しております。

3つ目の「持続可能な自治体づくり」についてですが、厳しい社会情勢の中でも、15万都市としての総合力を発揮した観光振興、企業誘致などによる税収確保に合わせまして、行財政の効率化を進めるほか、市民と行政が一体となって新市をつくる協働の仕組みを整え、「持続可能な自治体づくり」を目指すことを記載しております。

次の33ページをご覧ください。「2 将来都市像」でございます。「自然、歴史、地域、人、それぞれに生み出す流れが大河を創り、悠久の流れが未来を築く 新生・栃木市」でございます。

両市町が共通資源である河川を用いて、まちづくりの基本姿勢を比喩的に表したものとなっております。下の解説文を要約いたしますと、川は一つ一つの小さな流れが集まって、大きな流れとなり、その流れは絶えることのないものです。

新市のまちづくりも、川の流れのように、自然、歴史、地域、人がそれぞれに力を発揮することで多様な流れを生み出し、そして、それらを集めることで新市を発展に導く大きな一つの流

れとなる大河を創り出し、さらに、絶えることのない大河の流れのように、新市の魅力や活力を絶やすことなく、次の世代に受け継いでいく、という考え方を示したものとなっております。

次の34ページをご覧ください。「3 まちづくりの基本方針」でございます。新市が行う施策などを6つの方針として整理しております。

まず、「(1) 豊かな自然環境に抱かれ住み続けられるまち」でございますが、ここでは、新市において、豊かな自然環境を守り、その中で、市民が快適に暮らすことができるよう、主に環境保全、安全安心、都市づくりの分野について、豊かな自然環境の保全など3つの施策展開の方向性を示しております。

次に、「(2) いきいきと健康に暮らし続けられるまち」でございますが、ここでは、新市において、誰もが健康に安心して暮らすことができるよう、福祉、医療、保健の分野について、医療体制の充実など3つの施策展開の方向性を示しております。

次に、「(3) 地域への愛着と誇りを育むまち」でございますが、ここでは、新市において、将来を担う子どもたちや大人が十分に学べる環境づくりや、優れた個性と豊かな人間性を持った人づくりを推進するとともに、地域の文化や伝統を担う人づくりを進めることができるよう、教育・生涯学習・文化の分野について、教育の充実など4つの施策展開の方向性を示しております。

次のページをご覧ください。「(4) みんながいきいきと働き活力あふれるまち」でございますが、ここでは、新市において、その特性となる高速道路網や自然環境などとともに、合併の効果を活かし、地域資源、企業、住民の新たな連携により、産業を振興し、活力ある新市を築くことができるよう、農林業の振興をはじめとした4つの施策展開の方向性を示しております。

次に、「(5) 互いに認め合い新たな交流が生まれるまち」でございますが、ここでは、新市において、市民一人ひとりが互いを認め合う地域づくりを推進するとともに、それらを基礎とした地域間の相互理解による新市の一体感の醸成に加え、交流の輪を国内外へと広げていくことができるよう、人権尊重、交流の分野として、基本的人権の尊重をはじめとした3つの施策展開の方向性を示しております。

次に、「(6) 共に考え協働により築きあげるまち」ござい

ますが、ここでは、新市において、市民と行政が一体となり、自立した地域運営を展開するために、協働の仕組みづくりや市民参加を推進することができるよう、地域自治、市民参画、行財政運営の分野として、市民と行政の協働によるまちづくりの推進をはじめとした3つの施策展開の方向性を示しております。

次に、36ページをご覧ください。「4 新市の都市構造の基本方針」でございます。ここでは、新市の調和のとれた発展と地域の特性を最大限に活用したまちづくりを行うことができるよう、拠点、エリア、ゾーンを設定するとともに、それらを繋ぐ軸の考え方について記載しております。

36ページから38ページまでが、それぞれの拠点等を文章で示しており、39ページにはそれらを図化したものが記載されております。

39ページをご覧くださいながら、説明をお聞き取りください。

凡例の上からご説明いたします。黄色が都市的利用ゾーンでございまして、主に住宅地や商業地域となっている部分でございます。こちらのゾーンでは、生活道路等の整備などにより居住環境を一層高めるとともに、それぞれの特性を活かし、定住人口の増加などを図ります。

次に、青色が産業集積ゾーンでございまして、両市町の産業団地、工業団地等となっている部分でございます。こちらのゾーンでは、交通環境の整備を図るとともに、新たな企業の誘致を推進してまいります。

次に、薄い緑色が田園・農村的利用ゾーンでございまして、主に都市的利用ゾーン等の周辺の部分でございます。こちらのゾーンでは、農業を活性化する環境を整備するとともに、自然と調和した居住地域として、適正な利活用と集落環境の改善に努めます。

次に、濃い緑色が自然環境利用ゾーンでございまして、主に山林や自然公園などの部分でございます。こちらのゾーンでは、次世代に引き継ぐべき資源として保全に努めるとともに、観光資源としてその特性や景観などを活かし調和のとれた利活用を推進します。

次に、赤くて太い点線の丸は、複合的都市拠点でございまして、栃木駅南北や市役所を中心としたエリアです。

次に、オレンジの太い点線の丸は、地域拠点でございます。西方町においては、総合支所となる地点を中心にしたエリアです。ここでは、住民の日常生活が充足し、地域のまちづくりを推進することができるよう、行政機能や身近な医療、福祉、学習機能などの充実を図ります。

次に、緑の太い点線の丸は、観光・レクリエーション拠点でございます。ここでは、それぞれの拠点の魅力向上に取り組むとともに、道の駅の情報発信機能による相互の連携を図ります。

次に、青の点線の丸は、インターチェンジ周辺活用エリアでございます。都賀、栃木、佐野藤岡のインター周辺のエリアです。ここでは、その交通特性を活かし、新たな産業集積や交流拠点としての整備を推進します。

次に、主な連携軸は38ページに記載しております通り、都市内連携軸、広域交流軸、観光交流軸がございますが、図面上の道路は、地域間を結ぶ連絡道路や観光客の流入道路、近隣自治体とを結ぶ広域幹線道路などを図面上で着色したものでございます。なお、新市は幹線道路にも恵まれておりますので、人的面や情報面でのつながりを強めていくことも重要であるとしております。

次に、40ページから43ページをご覧くださいと思います。「5 新市のまちづくり体制（地域自治制度）」でございます。

ここでは、3つのまちづくりの基本姿勢を具現化する新市のまちづくりの基本的な仕組みについて記載しております。

現在、栃木市の大平地区、藤岡地区、都賀地区においては地域自治区制度を導入し、地域協議会が設立され、新たな第一歩を歩み始めております。合併後の西方町の区域にも同様の地域自治区制度を導入することとなります。

設置の期間でございますが、計画上は旧1市4町で確認された期間を想定しておりますが、次回の第2回合併協議会において、合併協定項目9「地域自治制度の取扱いについて」で詳細をご確認いただくこととなります。

43ページは、概念図として示したものでございます。

次に、44ページをご覧ください。「第5章 新市の施策」でございます。「1 施策の体系」につきましては、「まちづくりの将来像」があり、「まちづくりの基本方針」、「施策展開の方向性」

という構造となっており、その全てがまちづくりの基本姿勢に基づき進められる、ということを示したものです。

45ページをご覧くださいと思います。「2 施策の展開」でございます。「基本方針1 豊かな自然環境に抱かれ住み続けられるまち」につきましては、3つの施策展開の方向性がございます。

「(1) 豊かな自然環境の保全」につきましては、環境保全の基礎となる市民意識の向上を図り、マイバック運動など市民一人ひとりが取り組む活動を推進するとともに、緑地や河川等の美化や不法投棄防止などにおいては、市民、地域、行政が一体となって取り組むことに努めることとしております。

次に、「(2) 安全・安心な暮らしの確保」につきましては、治山治水などによる災害の未然防止、市域の広がりに対応した防災体制の再構築、自主防災組織の育成、常備消防の充実など、災害や緊急時への対応、日常的な市民生活の安全安心の確保に努めることとしております。

次の46ページをご覧ください。「(3) 快適で利便性の高い暮らしの実現」でございます。自然環境と調和した計画的な土地利用を図りながら、都市基盤や公共交通の充実に努め、誰もが暮らしやすい環境の維持向上に努めることとしております。

次の47ページにつきましては、基本方針1の施策展開の方向性、施策分野及びその事業概要について整理したものとなります。

48ページをご覧くださいと思います。「基本方針2 いきいきと健康に暮らし続けられるまち」におきましては、3つの施策展開の方向性がございます。

「(1) 医療体制の充実」でございます。医療体制は健康に暮らし続けられる基礎的な条件であり、市民が安心して地域で暮らす重要な条件であることから、誰もが日常的な身近な医療を受けられる環境を整備するとともに、小児や夜間などの救急医療を充実することなどを記載しております。

次に、「(2) 総合的な福祉の構築」でございます。市民が必要とする福祉サービスは多岐に渡るため、人のライフステージなどに応じた総合的、かつ体系的な福祉サービスを構築することが必要であり、相談窓口の設置や専門職の充実、各種機関との連携強化などを進めていくことを記載しております。

次に49ページ、「(3) 健康づくりの充実」でございます。

総合的な市民の健康を保持するため、生活習慣の改善を促すアドバイスや健康相談の実施、疾病の未然防止のための各種検診や予防接種などの実施に努めることを記載しております。

次の50ページは、基本方針2の施策展開の方向性、施策分野及びその事業概要について整理したものとなります。

51ページをご覧いただきたいと思います。「基本方針3 地域への愛着と誇りを育むまち」におきましては、4つの施策展開の方向性がございます。

「(1) 教育の充実」でございます。次世代を担う子どもたちは、新市のみならず、地球規模で活躍する可能性を秘めた財産であり、新市を担う人材として子どもたちを育てることが、まちの発展の上で重要なことであることから、学校、地域、社会での教育環境をそれぞれに充実するとともに、「生きる力」を育む新市の教育を総合的に構築することを行ってまいります。

次に、「(2) 生涯学習環境の充実」でございます。生涯学習拠点の充実とネットワーク化により、利用しやすい生涯学習環境を構築し、また、地域の人材を講師として活用することで、学習メニューを創出するとともに、新市の一体化を推進する場としての生涯学習も併せて推進していくこととしております。

次の52ページをご覧ください。「(3) スポーツの振興」でございます。スポーツ施設の利便性の向上などを進め、また、参加機会の充実といたしまして、総合型地域スポーツクラブなどへの活動支援や各種大会を開催するとともに、新市のスポーツ交流大会など、新市の一体化を推進する場としてのスポーツの振興も併せて推進していくこととしております。

次に、「(4) 文化の振興」につきましては、心豊かな市民性を育む芸術作品に親しむ機会を充実するとともに、地域の文化や歴史の発展、文化活動団体の支援、文化の継承者の確保・育成、文化財などの歴史的文化遺産の調査、研究、保存を進め、地域学習の教材や観光資源としての活用を図ります。

次の53ページにつきましては、基本方針3の施策展開の方向性、施策分野及びその事業概要について整理したものとなります。

54ページをご覧いただきたいと思います。「基本方針4 みんながいきいきと働き活力あふれるまち」におきましては、4つの施策展開の方向性がございます。

「(1) 農林業の振興」につきましては、農業生産環境の改善

や、担い手育成、地産地消とITによる全国販売など流通体制の多様化による経営基盤の充実を図るとともに、地域ブランドの育成やグリーンツーリズムなど新たな農業の可能性を引き出す取り組みを推進することとし、また、林業においては、間伐支援などの適切な管理により、森林を資源として保全と活用を推進していくこととしております。

次に、「(2) 商工業の振興」につきましては、多様な機能を有する商業については、商工団体等との連携により、イベントによる商店街への支援や商業環境の整備を推進することとします。また、工業においては、異業種交流など新市としての新たなネットワーク構築により製品のブランド化や新たな特産品の開発を促進していくこととしております。

次に、「(3) 観光レクリエーションの振興」でございますが、新市の様々な観光資源、地域資源を活かし、一つ一つの観光交流・レクリエーション拠点の魅力を高めるとともに、道の駅を活用した情報発信、新たな観光ルートの設定などに努め、多様なニーズを充足できる総合的な観光地づくりを推進するほか、特産品の開発、市民ボランティアによる観光案内など、新たな付加価値の創造を目指すこととしております。

次に、「(4) 雇用の創出」でございます。本市の地理的優位性を活かし、インター周辺をはじめとする市内のあらゆる産業適地に企業立地を促進するための環境整備と情報提供等の充実などを推進していくこととしております。

次の56ページは、基本方針4の施策展開の方向性、施策分野及びその事業概要について整理したものとなります。

57ページをご覧ください。「基本方針5 互いに認め合い新たな交流が生まれるまち」におきましては、3つの施策展開の方向性がございます。

「(1) 基本的人権の尊重」につきましては、差別のない地域社会の形成と、男女共同参画社会の推進に努めることなどを記載しております。

次に、「(2) 新市の一体感の醸成」につきましては、新市としての一体感を醸成するため、相互理解を深める取組みを充実していくことなどを記載しております。

58ページをご覧ください。「(3) 国内・国際交流の充実」につきましては、両市町が行ってきた国内・国際交流を前提として、新市全体への交流の輪を広げることにより、さらなる充

実を図るとともに、国際交流においては、外国籍市民との共生を推進していくことなどを記載しております。

次の59ページは、基本方針5の施策展開の方向性、施策分野及びその事業概要について整理したものとなります。

60ページをご覧いただきたいと思います。「基本方針6 共に考え協働により築きあげるまち」におきましては、3つの施策展開の方向性がございます。

「(1) 市民と行政の協働によるまちづくりの推進」につきましては、新市において、地域自治制度の仕組みの中で、様々な団体が活動を推進するとともに相互の連携を強化していくこととしています。また、住民、自治会のほかNPO団体なども含めて地域自治の基礎となる住民活動を支援していくこととしております。

次に、「(2) 市民と行政の情報共有化の推進」でございますが、広報紙やホームページなどにより市民が必要とする情報をわかりやすく提供するとともに、個人情報などは適切な管理を推進することとし、また、市域の広がりや市民と行政との距離の広がりとならないよう、広聴制度の充実などを推進していくこととしております。

次に、「(3) 行財政運営の充実」でございます。協働のまちづくりは市民と行政が連携と役割分担で進めるものであり、また、行政が市民から信頼できるパートナーとして認められることで一層の推進が図れるものでありますことから、行政は事務の見直しや市民サービスの提供体制の充実を進めていくこととしております。

次の62ページにつきましては、基本方針6の施策展開の方向性、施策分野及びその事業概要について整理したものとなります。

次の63ページをご覧ください。「第6章 新市における栃木県事業の推進」でございます。

1の「栃木県の役割」では、県は、地域の特性を活かしたまちづくりへの総合的な支援などを行うほか、郡域を超えて誕生する新市の円滑なスタートを支援するとしています。

次に、「2 新市における栃木県事業」のうち、(1)の「交通ネットワークの充実」では、幹線道路の整備や基幹道路の整備促進に取り組むとしています。

次に、(2)の「都市機能の充実」では、居住環境の整備促進

や、良好な街なみ景観の形成等の支援に努めるものとしています。

64ページをご覧ください。(3)の「医療・福祉の充実」では、医療圏に関し、医療機関や医師会との連携により、地域医療全体のバランスや住民の利便性を考慮した取扱いに努めるとしています。

最後に、(4)の「産業の振興」では、企業の立地、定着に努めるほか、多くの人を訪れる観光地づくりの促進、農業の経営基盤の充実等に取り組むとしています。

次に、65ページをご覧ください。「第7章 公共施設の統合・整備」でございます。公共施設の統合整備にあたっての基本的な考え方として、市民生活に急激な変化を及ぼさないこと、地域のバランスなどに加え、財政事情や次世代への負担を考慮することとしております。

66ページをご覧いただきたいと思います。「第8章 財政計画」でございます。

「1 財政計画の作成方法」についてでございますが、この財政計画は、合併年度が平成23年度でありますことから、平成23年度から平成32年度までの10年間について普通会計ベースで策定したもので、これまでの実績や今後の人口推計の結果を踏まえるとともに、合併に伴う歳出削減の効果、さらには両市町が、今後予定いたします大規模事業等の特殊要因を加味して推計したものです。平成22年度は参考として表記しております。

なお、この財政計画は、将来における財政収支の傾向や大まかな目安を予測するためのものですので、今後の経済情勢等の変化に応じて、随時、適切な修正を加えながら、健全な財政運営を行っていくことが必要となります。

「2 歳入・歳出の推計の考え方」ですが、これは、推計に際しての、前提条件の考え方を記載したものです。その主なものについて、ご説明いたします。

まず、「1 歳入」のうち、「①地方税」ですが、現行の税制度を基本にして、将来人口の推計結果などを踏まえて算定しました。将来人口は減少すると推計されているため、住民税などで減収が生じ、地方税全体でも次第に減少するものと算定しています。

次に、「②地方交付税」ですが、普通交付税では、合併市町村

に対する財政措置として、合併算定替による交付額を含めて推計しています。

合併算定替とは、合併した年、及びそれに続く5年間において、合併しなかった場合の普通交付税の額を全額保障し、その後、5年間で段階的に縮減することとなりますが、交付税の算出は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付税として、国から交付されることとなります。従いまして、人口減少などによる地方税の減収や、高齢者人口の増加に伴う扶助費の増額など、需要額と収入額に大きな開きが生じていくこととなります。

次に、「③国・県支出金」であります。過去の実績に、合併により新たに生じる、西方町分の生活保護費分を加味して推計いたしました。

次のページをご覧ください。「2歳出」でございますが、ここで、人件費、物件費、補助費等の合併による削減効果の考え方についてご説明いたします。

前回の1市4町栃木地区合併協議会では、人件費を平成26年までの5年間で10%、物件費、補助費等については、平成31年度までの10年間で10%を削減するという考え方により作成しました。今回は削減期間を1市4町に合わせて設定しております。

まず、「①人件費」ですが、合併に伴う特別職や一般行政職の削減効果を考慮して推計しています。具体的には、一般行政職の人件費について、平成26年度までの4年間で8%削減するものと仮定しておりますが、正式には新市において策定いたします定員管理適正化計画に基づき行うこととなります。

次に、「物件費」と「補助費等」では、合併に伴う行財政の効率化により、平成31年度までに9%の削減をするものと仮定しました。

最後に、「⑧投資的経費」ですが、事業費の抑制に努めつつも、小中学校の耐震化工事等、今後、予定する大規模工事などの特殊要因を加味して推計いたしました。

このような前提条件を基に推計し集計したものが、次の68ページの表でございます。「歳入」及び「歳出」の状況については、それぞれ表に記載のとおりでございますが、一番下の「収支差引」欄をご覧くださいますと、最終年度となります平成32年度で約3億円の黒字が生じるものと見込んでおります。

<p>◎鈴木議長</p>	<p>以上で基本計画の説明は終わりますが、本日の会議で本案をご承認いただきましたらば、栃木県との事前協議に入らせていただき、次回、その結果をご報告させていただく予定となります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。お疲れ様でございました。途中で休憩を入れようかとも思ったのですが、一気にいかせていただきました。本当に委員の皆様には、お疲れかと思いますがご容赦をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、協議第6号「合併協定項目26の 合併市町村基本計画について」、ただいまの説明について何かございましたらお願いをしたいと思います。</p> <p>《発言する人なし》</p> <p>とりあえずはよろしいでしょうか。また次のことありますから、次回以降でも結構でございます。</p> <p>では、県との協議に入る必要がございますことから、この合併市町村基本計画については、原案の通りご承認をいただき、県との協議に入らせていただくことをご異議ございませんでしょうか。</p> <p>《「異議なし」の声あり》</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議第6号「合併協定項目26 合併市町村基本計画について」は原案の通り、ご承認をいただきました。</p> <p>以上で本日の報告・審議・協議につきましては、終了いたしましたので、マイクを事務局の方に移させていただきます。大変長い時間、お疲れ様でございました。</p>
<p>◎小保方事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>5. 第2回栃木市・西方町合併協議会の開催日時について</p> <p>それでは、次第の「5 第2回合併協議会の開催日時について」お知らせをいたします。</p>

日時につきましては、平成22年10月15日金曜日、午前10時からとなります。

場所につきましては、西方町総合文化体育館2階研修室となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の合併協議会では、本日も協議いただきました基本4項目以外の合併協定項目の調整方針をすべてご協議いただく予定でございます。

資料のボリュームも相当多くなる見込みでありますことから、会議開催の1週間程度前にはお配りできるよう、準備してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、お骨折りをおかけいたしますが、予め資料にお目通しいただきまして、効率的な会議の運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 6. その他

次に次第の「6 その他」でございますが、皆様方からご発言等があれば、よろしくお願いいたします。

《発言する人なし》

よろしいでしょうか。

#### 7. 閉会

特になければ、会議を閉じさせていただきます。

ただ今の時間は、4時41分でございます。

この時間を会議閉会時刻と定めまして、第1回栃木市・西方町合併協議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご協議をいただきありがとうございました。ご苦労さまでした。